

亀山市告示第86号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、出納取扱金融機関を次のとおり指定したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示する。

平成27年4月20日

亀山市長 櫻井義之

1 出納取扱金融機関の名称及び所在地

株式会社百五銀行

津市岩田21番27号

2 取扱店の名称及び所在地

株式会社百五銀行亀山支店

亀山市北町5番25号

3 事務の範囲

亀山市公共下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部

4 指定年月日

平成27年4月1日